

令和 7 年度（2025 年度）
多摩市立教育センター活動報告書

多摩市立教育センター

〈目次〉

多摩市立教育センターの概要	1
発達・教育初回相談窓口 活動報告	2
教育相談室 活動報告	6
特別支援教育マネジメントチーム 活動報告	19
適応教室(ゆうかり教室) 活動報告	25
適応指導(日本語指導) 活動報告	28
V L P (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) 活動報告	29
運営組織	31
《参考資料》関係例規	32

多摩市立教育センターの概要

1 設置の目的

多摩市における学校教育の充実と振興を図る。

2 略歴

昭和 48 年	多摩市教育相談室を設置
昭和 58 年	多摩市教育相談室を廃止し、多摩市教育研究所を新設
平成 14 年	多摩市教育研究所を廃止し、条例設置機関の多摩市立教育センターを開設
平成 19 年	土曜日の相談業務を開始 経営研究室を新設 特別支援教育マネジメントチーム発足
平成 22 年	西愛宕小学校内にゆうかり西愛宕教室を開設 インターネット・携帯電話 安全安心相談を新設
平成 26 年	これまで適応教室に配置してきたスクール・ソーシャル・ワーカーの配置拠点を教育相談室内に移転
平成 27 年	ゆうかり西愛宕教室を閉室 多摩市特別支援教育推進計画(平成 28～32 年度)策定
平成 28 年	教育センターの常勤職員が市長部局の健康福祉部障害福祉課発達支援室担当との兼務開始
平成 30 年	教育相談のメールによる相談受付を開始
令和 2 年	発達支援と教育相談の窓口を統合し、発達・教育初回相談窓口を開設 第二次多摩市特別支援教育推進計画(令和 3～7 年度)策定
令和 5 年	スクールソーシャルワーカーの体制整備
令和 7 年	第三次多摩市特別支援教育推進計画(令和 8～12 年度)策定

3 施設

所 在 地	機 能
多摩市諏訪五丁目 1 番地 「諏訪複合教育施設」かけはし	2 階 ○発達・教育初回相談窓口 042-372-1038 【事務室】042-372-1010 ○適応指導(日本語指導) 【特別支援教育マネジメントチーム】042-372-2050 ○就学相談 ○転学相談 ○通級入級相談 ○巡回相談 【教育相談室】 ○教育相談 042-372-1030 ○電話教育相談(子どもホットライン) 042-372-2000 ○スクールソーシャルワーカー042-372-1030 【発達支援室】042-374-2717 ○発達相談 ○保育園・幼稚園等への巡回相談 ○多摩市ひまわり教室運営 4 階 【ゆうかり教室】042-372-1076 ○適応教室

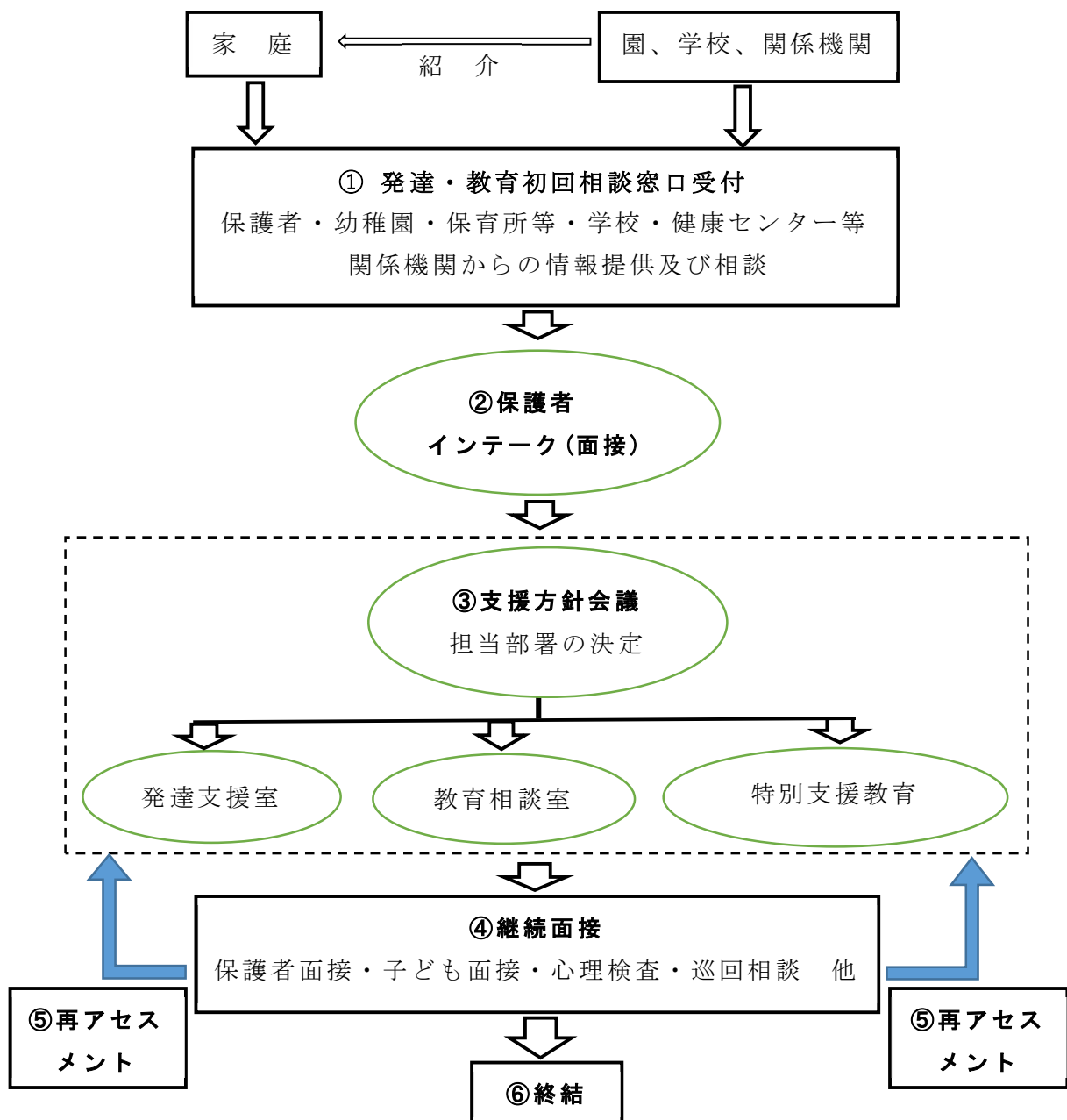
令和7年度 発達・教育初回相談窓口 活動報告

1 発達・教育初回相談窓口の設置

教育と福祉が連携した就学前後の切れ目のない支援に向け、多摩市教育委員会多摩市立教育センターと多摩市健康福祉部障害福祉課発達支援室は、職員の兼務化や事務室の統合を行ってきたが、各々の相談窓口は分かれていた。こうした中、市民にわかりやすい相談窓口及びさらなる連携強化のため、令和2年9月より、教育センターと発達支援室の初回相談窓口を統合し、「発達・教育初回相談窓口」を設置した。

(1) 発達・教育初回相談の流れ

フローチャートのとおり。



① 発達・教育初回相談窓口の受付

電話による申込みで保護者等からの相談受付を行う。幼稚園や保育所等・学校、健康センター、こども家庭センターからも受付を行っている。相談内容を聞き取り、初回の相談日（インテーク日）を決める。

また、保護者の了解のもと、在籍園や在籍校での様子、他機関での相談状況の聞き取りを行う。

② 保護者インテーク（初回面談）

初回面談を保護者で行う。面談は保健師、社会福祉士等が行い、主訴やこれまでの経緯等を聴き、今後の流れを説明する。

③ 支援方針会議

保護者インテーク終了後、支援方針会議を行う。支援方針会議には発達支援室、教育相談室、特別支援教育マネジメントチームの職員が参加する。

会議では支援方針を検討及び決定し、主訴等に応じて主に担当する相談機関を決める。

④ 継続面談・支援

支援方針会議で決定した方針に基づき、保護者・子どもとの面談や幼稚園や保育所、学校等への訪問、心理検査、医療機関・関係機関と連携しながら支援を行う。

⑤ 再アセスメント

再度アセスメントが必要な場合は、支援方針会議で再検討し、支援方針を決める。

⑥ 終結

課題の解決、本人・保護者の相談主訴が解消、環境調整や支援の定着による安定した生活が図れた場合等は終結となる。

※守秘義務について

相談業務については、秘密を厳守し、相談者の合意なしに外部への情報提供は行わない。相談の経過の中で、教育・医療・福祉などの関係機関との連携をする際、相談者の了承を得たうえで行う。

ただし、法令等の規定で必要があると認められる場合や個人の生命、身体の安全等を守るためにやむを得ないと判断された時は、例外的な対応を行うことがある。このことについて、相談開始時に相談者へ説明し、同意を得ることとしている。

（２）発達・教育初回相談の実績

①発達・教育初回相談窓口相談件数

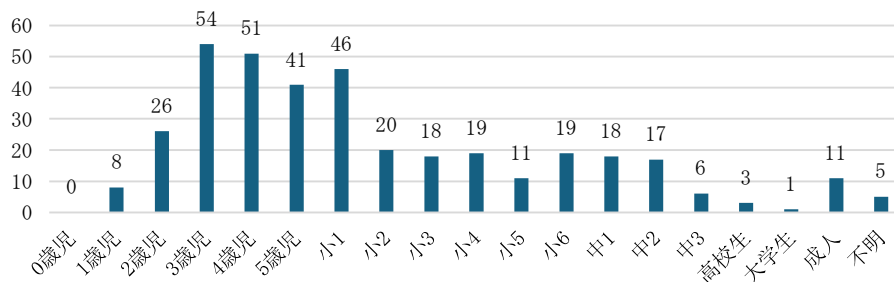
相談件数は、保護者のほか関係機関等からの相談を含む。（かつこ内はフォーム受付の内数）

相談件数(人)	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実数	397	380	308	354 (67)	374 (104)
延べ数	457	483	395	427	436

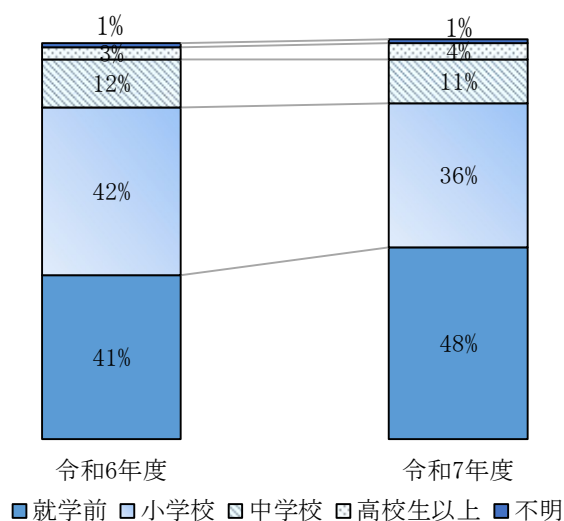
②相談対象者年齢

0歳児	0
1歳児	8
2歳児	26
3歳児	54
4歳児	51
5歳児	41
小1	46
小2	20
小3	18
小4	19
小5	11
小6	19
中1	18
中2	17
中3	6
高校生	3
大学生	1
成人	11
不明	5
合計	374

初回相談対象者の年齢別実人数



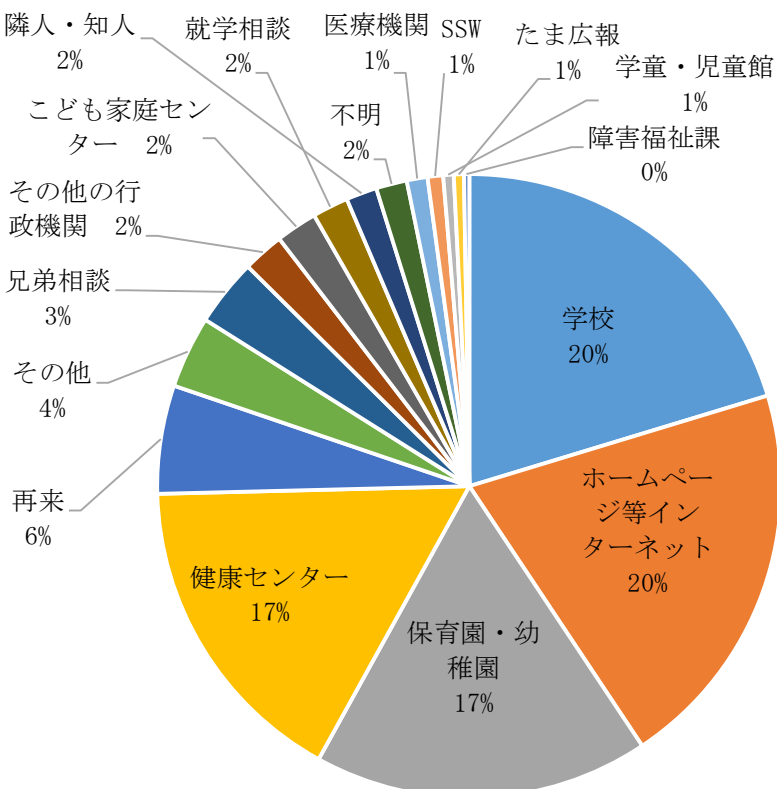
学齢段階別初回相談割合の推移



③相談経路

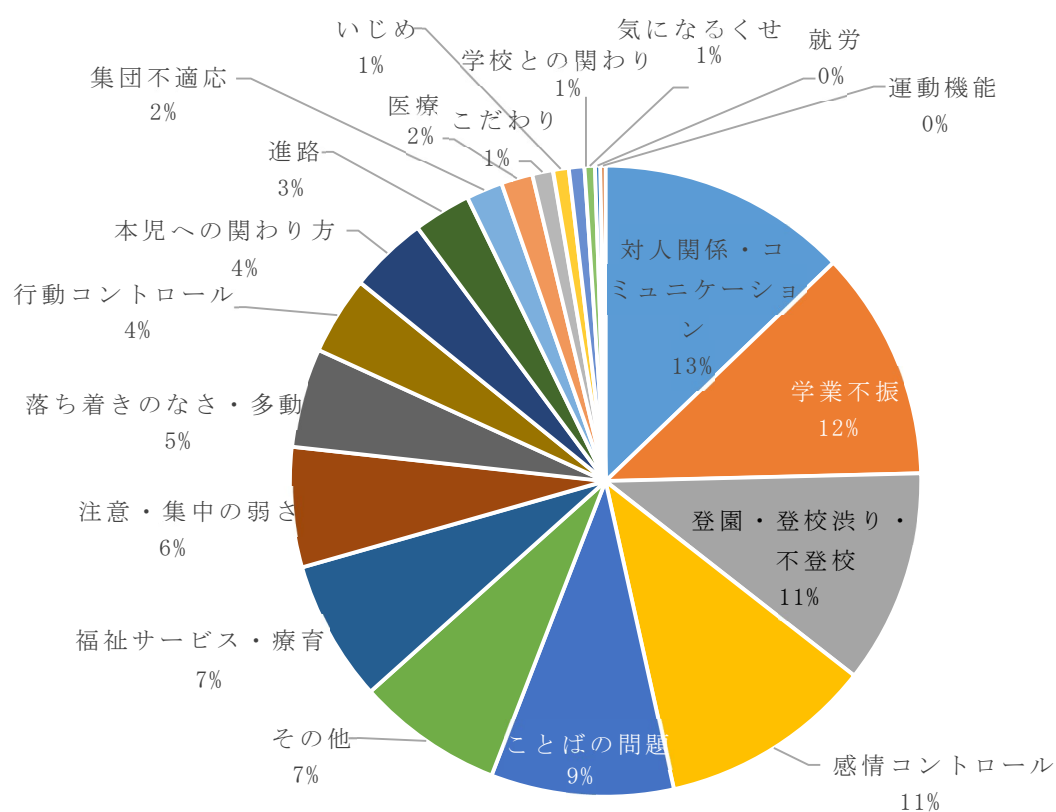
初回相談の相談経路は以下のとおり。

学校	76
ホームページ等インターネット	76
保育園・幼稚園	65
健康センター	62
再来	21
その他	14
兄弟相談	13
その他の行政機関	8
こども家庭センター	8
就学相談	7
隣人・知人	6
不明	6
医療機関	4
SSW	3
学童・児童館	2
たま広報	2
障害福祉課	1
合計	374



④主訴

対人関係・コミュニケーション	48	行動コントロール（含手が出る）	15
学業不振	44	進路（進学・就学・就労）	11
登園・登校渋り・不登校	41	集団不適應	7
感情コントロール	41	医療	6
ことばの問題（含吃音）	35	こだわり	4
その他	28	学校との関わり	3
福祉サービス・療育	27	いじめ	3
注意・集中の弱さ	23	気になるくせ（含チック）	2
落ち着きのなさ・多動	19	運動機能	1
本児への関わり方	15	就労	1



⑤担当先となった機関

支援方針会議による機関別の担当件数は以下のとおり。

発達支援室	197	教育相談室	88
マネジメントチーム	7	LoGo フォーム問い合わせのみ	8
その他（他機関など）	5	SSW	1
なし※	68	合計	374

※初回相談のみで終結した場合や主訴解消による取り下げ等の件数

令和7年度 教育相談室 活動報告

1 教育相談

(1) 教育相談室の位置づけと役割

多摩市立教育センターは、多摩市立教育センター条例に基づき設置されている多摩市教育委員会教育部の組織である。設置の目的として、第1条に「多摩市における学校教育の充実と振興を図るため」とあり、目的を達成するための事業として、「教育相談に關すること。」と定められている。

したがって、教育相談室は、市の行政サービスとしての相談機関であり、家庭教育、学校教育をサポートする役割を担っている。援助サービスの対象者は主に市内小・中学生年齢の子ども及び保護者や市立学校の教職員等関係者である。

教育相談室スタッフは、心理専門職とスクール・ソーシャル・ワーカーから構成されている。教育相談は地域における、子どものよりよい成長・発達を支えるための専門機関（教育・医療・福祉など）のひとつであり、心理学的、教育的専門性をもって相談支援・援助業務を行う。

(2) 教育相談室の主な業務

①教育相談

子どもが成長する過程で生ずる様々な心理的・発達のな問題を、子ども自身が解決し、乗り越えていけるようになること、また保護者がそれをよりよく支えていけるようになることを目指している。子どもには、遊びや課題、話し合いなどを通して、成長・発達を支援・援助している。保護者には、子どもの理解や対応についてカウンセリングを行い、必要に応じて、医療機関・福祉機関など他機関を紹介する。

②コンサルテーション

日々の教育活動の中で、学校の教職員が対応に苦慮している児童・生徒の理解や対応に関する相談に応じている。

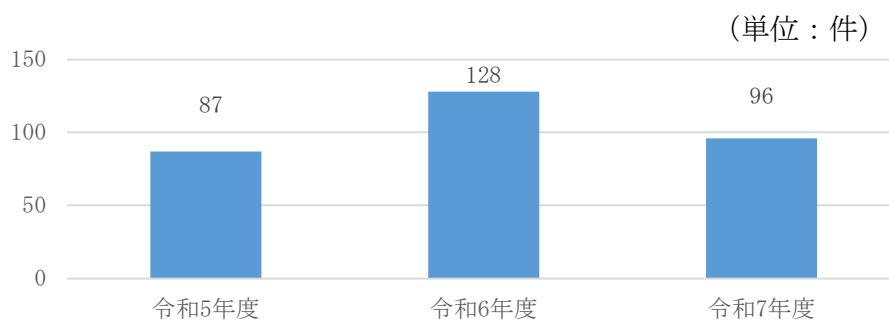
③緊急支援

児童・生徒の心のケアが必要な事件・事故・災害などが発生した際、当該児童・生徒・保護者または学校教員に対して、支援を行う。心のケアが必要かどうかの相談に応じている。

(3) 教育相談室の主な業務

①新規申込み相談件数の推移

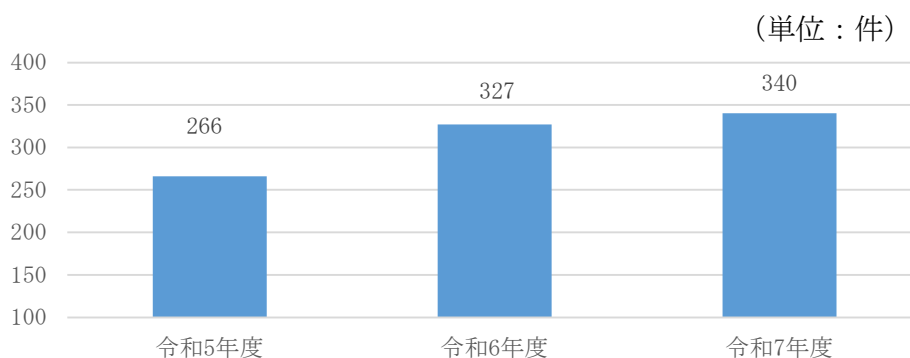
令和5年度以降の新規申込み相談件数をグラフ1に示す。



グラフ1 新規申込み相談件数

②年間相談件数

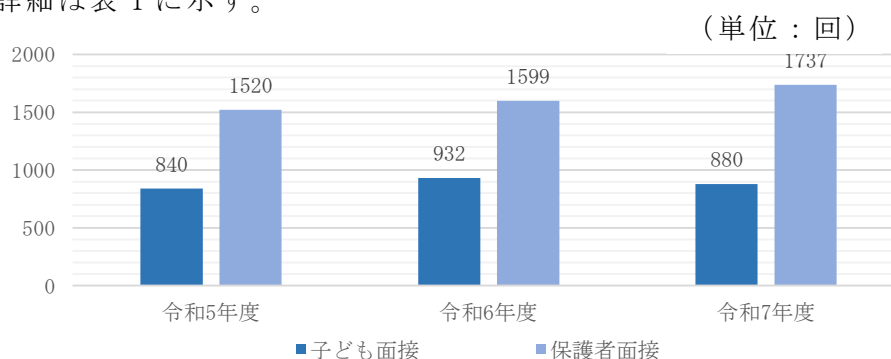
令和5年度以降の相談件数をグラフ2に示す。年間相談件数とは、前年度からの継続相談件数と本年度新規申込み相談件数を合計したものである。



グラフ2 年間相談件数

③面接等回数

令和5年度以降の面接回数をグラフ3に示す。面接等回数とは子ども・保護者と相談や検査を行なった件数であり、学校連携や行動観察などは含まない。検査の実施状況の詳細は表1に示す。



グラフ3 面接回数

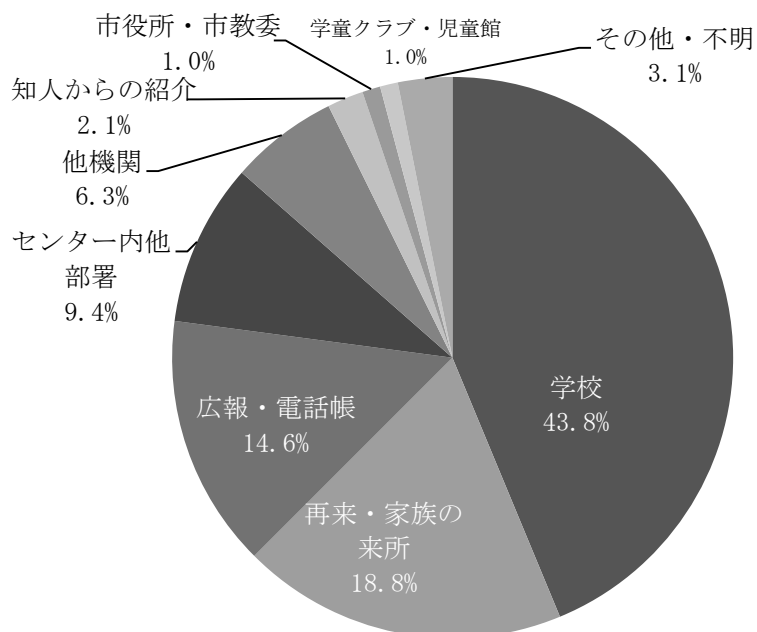
表1 令和7年度心理検査の件数(回)

知能発達検査等	32
読み書き、音読検査等*	4
人格検査等	0
合 計	36

* STRAW-R、URAWSSⅡ、URAWSS English 等

④新規相談申込み経路

令和7年度の新規相談申込み経路をグラフ4に示す。



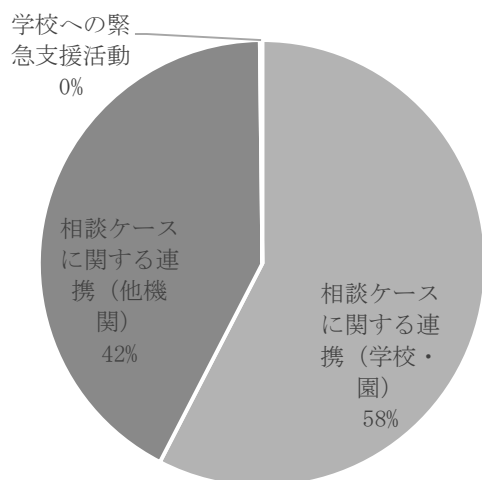
グラフ4 新規相談申込み経路

(単位：件)

申込み経路	件数
学校	42
再来・家族の来所	18
広報・電話帳	14
センター内他部署	9
他機関	6
知人からの紹介	2
市役所・市教委	1
学童クラブ・児童館	1
その他・不明	3
合計	96

⑤連携について

学校、他機関との連携回数をグラフ5に示す。



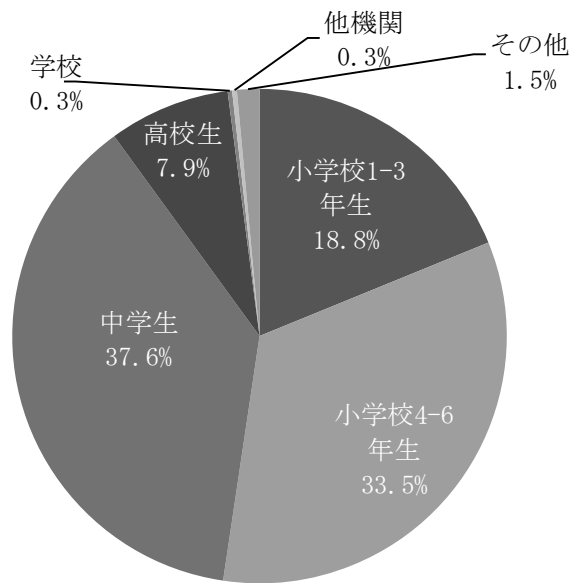
グラフ5 他機関との連携

(単位：回)

連携の内容	回数
相談ケースに関する連携（学校・園）	307
相談ケースに関する連携（他機関）	225
学校への緊急支援活動	1
合計	532

⑥相談者の学年等

令和7年度の相談340件について、学年等をグラフ6に示す。（「その他」は、高校生以降の年齢である）。



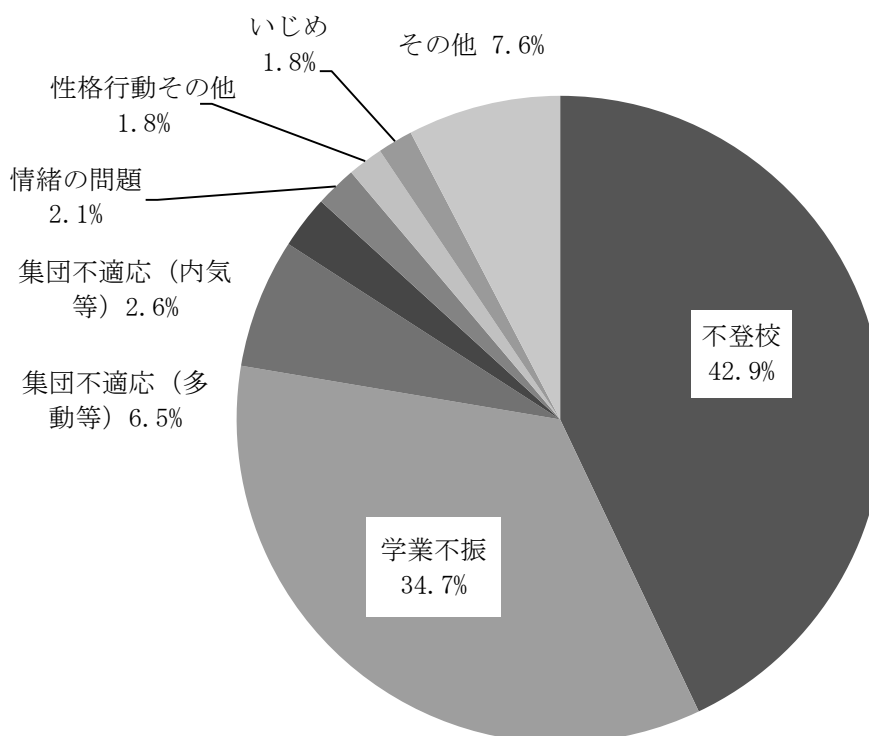
（単位：件）

相談者の学年等	件数
小学校 1-3 年生	64
小学校 4-6 年生	114
中学生	128
高校生	27
学校	1
他機関	1
その他	5
合 計	340

グラフ6 学年別相談割合

⑦主訴について

令和7年度の主訴をグラフ7に示す。

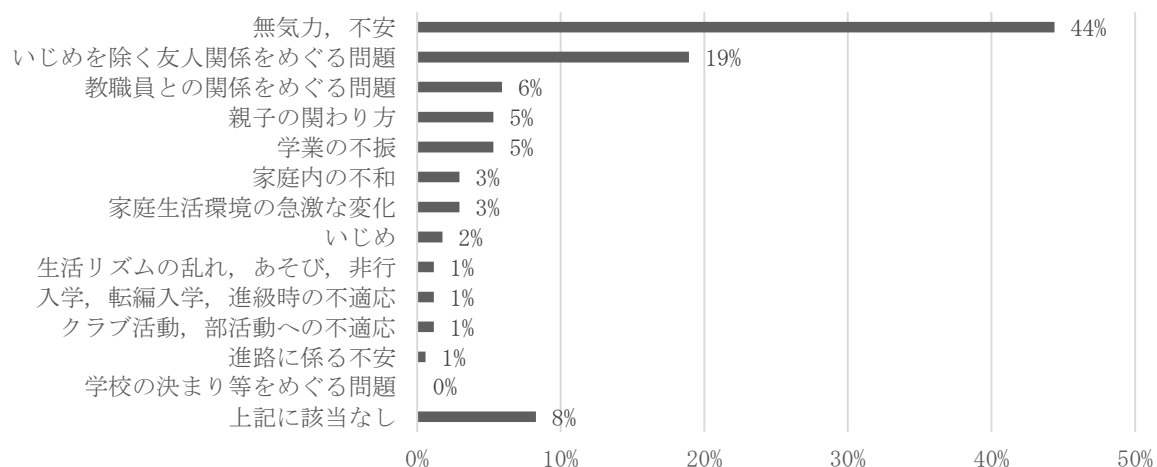


（単位：件）

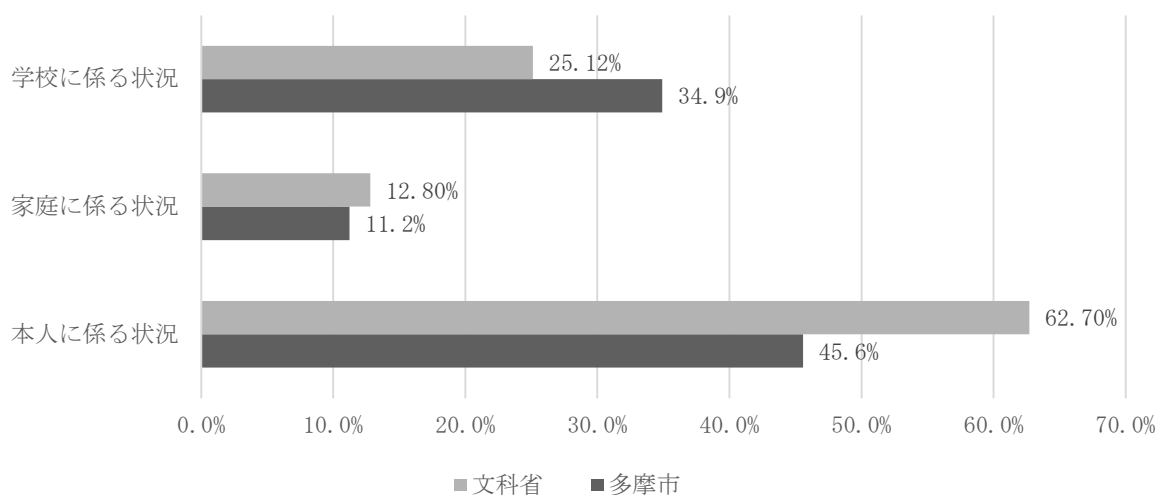
主訴の内容	件数
不登校	146
学業不振	118
集団不適応（多動等）	22
集団不適応（内気等）	9
情緒の問題	7
性格行動その他	6
いじめ	6
その他	26
合 計	340

グラフ7 主訴割合

教育相談室で受けるすべてのケースの中で、主訴が不登校、または主訴ではないが不登校状態にあるケースについて、主な原因及び全国との比較をグラフ 8、グラフ 9 に示す。



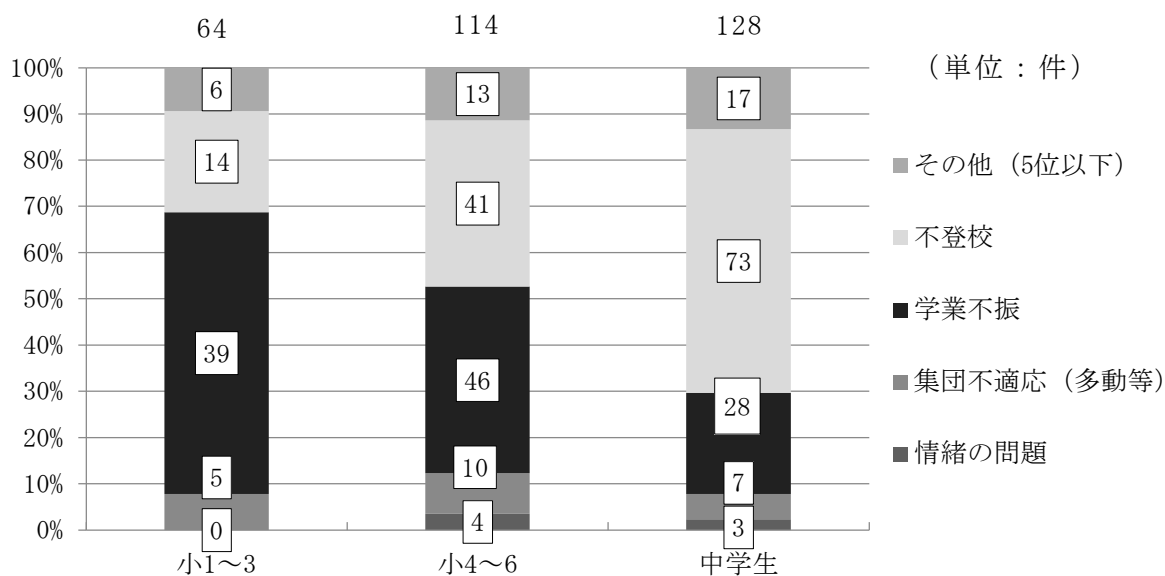
グラフ 8 不登校の主要原因（合計169件）



グラフ 9 不登校の原因 全国との比較

⑧年齢別主訴について

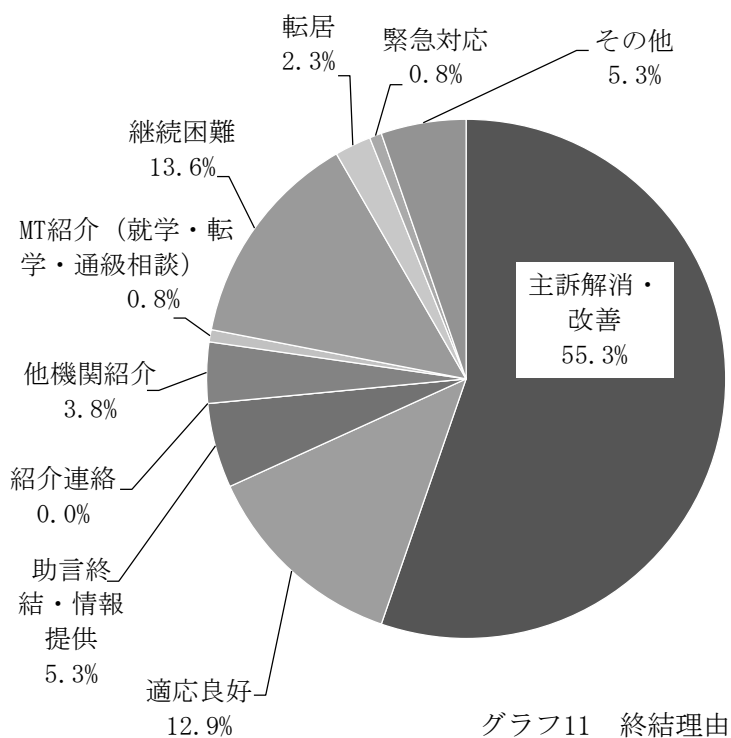
令和7年度の年齢別（小学校低学年、小学校高学年、中学生）それぞれの上位を占める主訴4項目をグラフ10に示す。



グラフ10 主訴上位4項目の3学年ごとの分布

⑨終結について

終結理由をグラフ11に示す。



グラフ11 終結理由

終結理由	件数
主訴解消・改善	73
適応良好	17
助言終結・情報提供	7
紹介連絡	0
他機関紹介	5
MT 紹介（就学・転学・通級相談）	1
継続困難	18
転居	3
緊急対応	1
その他	7
合計	132

(4) 研修報告

①学校支援

以下の研修会に講師または出席者として参加し、学校支援や地域連携を行った。

ア 市内連絡会等

月 日	内 容	参加者
6 月 17 日 11 月 18 日	スクールカウンセラー連絡会	齋藤真紀子、藤原真一 大西雄三、豊嶋真由 川嶋聖人、中川てい 岸本恵子、佐藤則子、 下堀尚子、山下裕子

②地域支援

月 日	内 容	講師
2 月 3 日	大妻女子大学 心理実習（見学実習）	大西雄三 豊嶋真由 川嶋聖人

(5) cocoro カード

①概要・目的

多摩市立教育センターでは、市内の小・中学生に気軽に相談できる電話「教育相談室」及びいつでも相談ができる「東京都いじめ相談ホットライン」を直接知ってもらい、困った時の相談先として活用してもらうため、教育相談カードとして「cocoro カード」を平成 26 年度から配布している。

カードにサンリオピューロランドの利用時に使える特典を付加することで、長く所持してもらうとともに、携帯しやすい名刺サイズのカードにし、「ハローキティ」のイラストを掲載することで親しみやすいデザインとしており、児童・生徒に携帯し、気軽に相談してもらう事を目的としている。

②協賛

株式会社サンリオエンターテインメント

(6) インターネットフォームによる相談受付（令和 6 年 5 月までメール相談受付）

①経過・概要

近年、情報伝達手段が多様化している状況に対応するため、平成 30 年 9 月に、多摩市公式ホームページ内にメール相談窓口を設置した。さらに令和 6 年 7 月からは、多摩市発達・教育初回相談窓口インターネットのフォーム受付がスタートしたことにあわせ、受け付けたフォームをメールで回答することができるよう案内方法を変更した。

②件数・概要

件数：8 件

※フォームによる問い合わせで、面談以外の方法での回答を希望する場合、または回答希望なしの件数

概要：ADHD や LD などの発達障害について、放課後等デイサービスについて、大人の発達障害や検査について、学校でのトラブルについてなど

2 電話教育相談（子どもホットライン）

電話教育相談（子どもホットライン）は、匿名による児童・生徒、保護者からの電話相談である。助言や適切な相談先の紹介等により一回で終結することを想定しているが近年、引き続く相談も生じている。相談対応者が変わるため、できるだけ発達・教育初回相談や他機関の相談に繋がるような対応を行っている。

（１）電話教育相談の概況

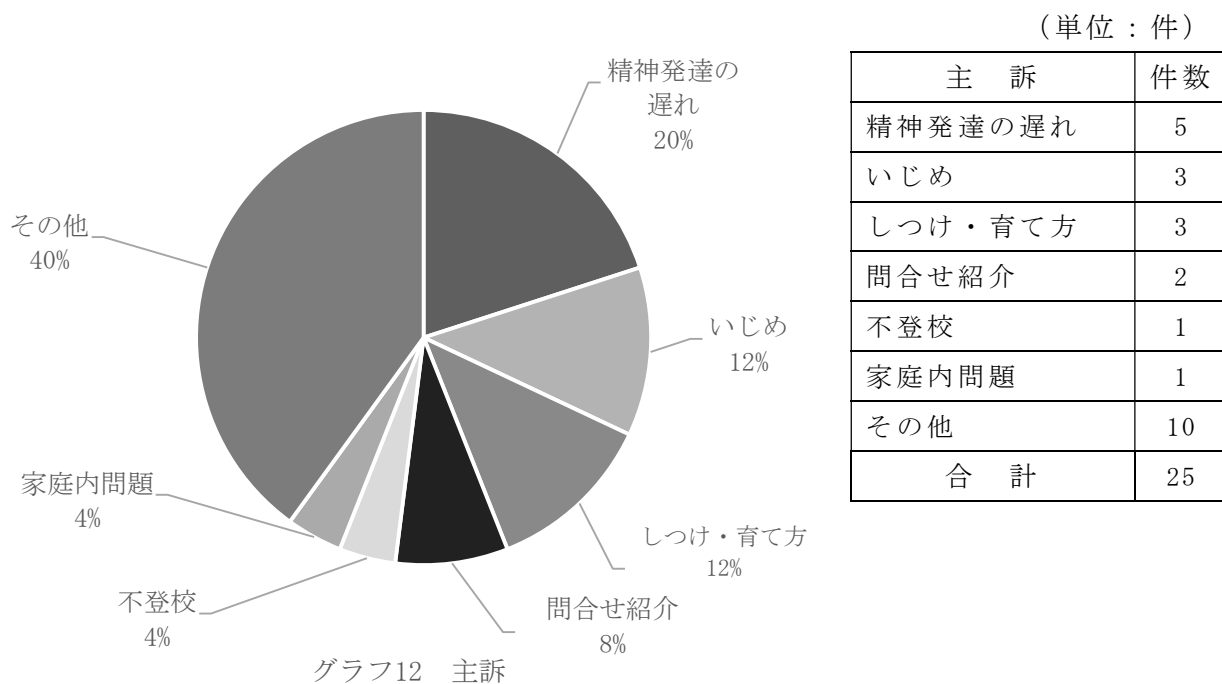
①相談件数

（単位：件）

相談件数	件数
令和 5 年度	12
令和 6 年度	25
令和 7 年度	25

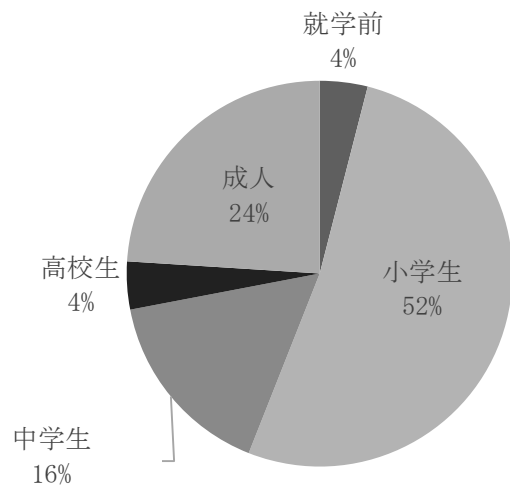
②主訴

相談者の訴えをもとに分類した主訴別割合をグラフ 12 に示す。



③相談対象者の年齢

年齢の割合をグラフ 13 に示す。



グラフ13 相談対象者の年齢

(単位：件)

年 齢	件数
就学前	1
小学生	13
中学生	4
高校生	1
未成年	0
成人	6
合 計	25

3 インターネット・携帯 安心・安全相談

(1) インターネット・携帯 安心・安全相談の概要

①開設の背景

インターネット利用の急速な普及に伴い、子どもたちがインターネットを介して遭遇するトラブルも増加している。そうしたトラブルの未然防止はもちろん、発生してしまったトラブルに適切に対処するために、子どものインターネット利用に関わる様々なトラブルに対応できる相談および啓発活動の窓口として平成 22 年 7 月より教育相談室内に設置された事業である。

②事業の概要

市内の小学校や各団体の要請に対して講師派遣業務を実施している。子どものインターネット利用に関する危険回避およびネットリテラシー等の啓発活動として、各団体または地域の状況に即した指導・助言や情報提供などを行う。

(2) 活動報告

①講師派遣業務

小学校のセーフティー教室への講師派遣依頼については、スマートフォンやタブレット等の利用開始の低年齢化によるものと捉えられる。市内小学校におけるセーフティー教室では、情報リテラシーやネットモラル啓発をテーマに、SNS やインターネット利用上の危険回避やいじめ防止、保護者によるペアレンタルコントロール等の内容を扱った。講演後に、生活リズムの問題や個人情報の取り扱いに関する個別の相談を児童や保護者から受けることがあった。

令和 7 年度講師派遣一覧（セーフティー教室、情報リテラシー研修、安全教室等）

月 日	派遣先	対象	時間
4月21日	多摩第三小学校	3・4年生、5・6年生	1校時、2校時
5月9日	多摩第一小学校	4・5・6年生	5校時
5月17日	豊ヶ丘小学校	3・4年生、5・6年生、保護者	1校時、2校時
6月5日	多摩第二小学校	3・4年生、5・6年生、保護者	2校時、中休み、3校時
6月7日	南鶴牧小学校	4・5・6年生、保護者	3校時、4校時
6月14日	瓜生小学校	3・4年生、5・6年生、保護者	2校時、3校時、4校時
6月21日	永山小学校	4・5・6年生、保護者	3校時
8月29日	豊ヶ丘小学校	教員研修	5校時
10月25日	愛和小学校	保護者	3校時
11月26日	豊ヶ丘小学校	3・4年生、5・6年生	2校時、3校時

4 スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）

（１）SSW 事業の概要

①主な業務

平成 21 年度から適応教室に配置してきた SSW 事業は、平成 26 年度より市内小・中学校からの要請を受けて対応する派遣型事業に移行している。主な業務としては、学校から要請のあった児童・生徒を取り巻く環境の調整であり、当該児童・生徒はもちろん、家庭や市内外の関連機関、様々な法人や団体等と連携し、本人や家庭に寄り添い、伴走しながら支援するものである。

また、すでに対応しているケース以外でも、懸念のある児童・生徒についての対応に関する相談を学校から受けた場合、助言や機関紹介・連携を行う。そのほか、不登校状況にある子どもたちの状況に関し、学校の協力を得て状況確認を行う。

②業務内容

ア 学校から申請を受けた対象児童生徒に関する支援

子ども一人ひとりを取り巻く環境は千差万別であり、その子ども自身の抱える困難さも多岐にわたるため、支援は本人の意志を尊重しつつ個別に計画して実践する。近年は不登校児童・生徒に関わる支援の依頼が多いため、家庭訪問での子ども面接や保護者面接をはじめ、子どもが外出する際の同行支援も必要に応じて行う。授業観察や学校側との話し合い、支援機関との連携等を進め、環境調整を行うことでその家庭が目指す状態への働きかけや寄り添う支援に取り組んでいる。

イ 市内各学校に対する状況確認

市内小・中学校の協力を得て、懸念のある子どもに関する聞き取りを行い、申請に至らない場合でも、校内支援に役立つ情報や助言を提供する。特に令和 7 年度からは市内全ての小・中学校の校内委員会に参加することでより情報連携に資する取り組みを行った。

ウ ネットワーク会議、校内委員会等への出席

案件に関する連携の他、市内小・中学校の校内委員会に参加する。また、任意団体との会合に参加して地域情報の集積や共有に努めている。

③今年度の活動概要

SSW が配置されている教育相談室の相談主訴件数も、近年「不登校」が多数を占める。様々な困難を抱えている子どもが登校に支障をきたす場合は多く、また、登校しにくい状況の長期化により様々な問題が生じてくることも少なくない。対人トラブルや家庭の養育課題などへの対応や、学校教育から遠ざかっている子どもと学校との接続に努めた。また、e-ラーニングシステムを活用し、児童・生徒本人の希望を尊重した学習を進めて自宅での学習機会を増やすことができた。これにより不登校状況にある児童・生徒の学習意欲が高まり、本人の生きる力を取り戻す取り組みも実施できた。

(2) 活動報告

①申請案件に関する支援

今年度の対応ケース数、支援及び対応に関する内容については表1・2に示した。学校からの申請を受けて対応した案件については「申請後対応ケース」とした。

対応に際しては、市内小・中学校、ゆうかり教室など教育行政機関、発達支援室をはじめとする市長部局、フリースクールや各種高等学校、NPO法人、警察や児童福祉機関等とも連携し、環境調整に取り組んだ。ゆうかり教室への案内、e-ラーニングや学校が持つ手立て等を提案することで、学習機会の確保および生活リズムの調整、ひいては本人の自立に繋がる支援が実施できた。

②申請受理以外の案件に関する取り組み

申請案件以外でも、懸念のある児童・生徒に関して学校と情報を共有し、助言を行う取り組みを実施した。とくに令和7年度は市内全ての小・中学校の校内委員会への出席ができ、申請に至らない事案についても学校との連携を深めた。また、市民活動団体や福祉団体との連携を活かし、当該児童の支援につなげることができた。対応件数は表2「その他の対応（学校連携等）回数」のとおり。

③他機関との連携

市内機関であるこども家庭センター、児童館・学童クラブをはじめ、多摩児童相談所、民生委員、主任児童委員などの福祉部門とも必要な連携を行えた。また、市内外の医療機関、警察や福祉機関、社会福祉協議会、ハローワーク、特定非営利活動法人、任意団体等と連携して支援にあたることができた。

④講師派遣

小学校の地区公開講座への保護者向け講話の要請があり派遣実施があった。講話内容は子どもとのかかわりに関すること等を扱った。

表1 申請後対応ケース 内訳

● 学年別件数内訳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	合計
【年度内合計】	4	6	3	15	13	16	6	9	7	0	79

● 主訴内容別・学年別件数内訳【新規】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	項目別計	合計
依頼内容（複数該当あり）												
問題行動を繰り返す	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	45
経済的な理由で学校を休みがち	0	1	0	0	0	2	1	2	0	0	6	
問題行動の改善に保護者の協力が得られない	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3	
家庭環境の変化による学校への不適応	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	
保護者の心のケアが求められる	2	0	3	1	1	1	1	1	0	0	10	
児童虐待が疑われる	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	10	
その他	1	0	3	0	1	2	2	1	0	0	10	

表2 連携・面接状況

●連携・面接回数【年度内合計】		1901
内訳	(申請後) 相談ケース対応回数 合計	1379
	学校にて担任等との話し合い	109
	学校にて担任や保護者等との話し合い	58
	保護者・子どもと面接	440
	保護者・子どもへ連絡(電話・メール・手紙)	223
	他部署・他機関との連携	487
	その他	62
	その他の対応(学校連携等)回数 合計	522
	学校連携(不登校状況確認・訪問等)	29
	SSW相談(不登校に関するもの)	15
	SSW相談(不登校以外)	28
	申請前事案に関する他機関連携	43
	ネットワーク会議	235
	研修会等	1
	校内委員会	106
	その他	65

表3 講師派遣状況

日付	派遣先	講座等名称
2月7日	南鶴牧小学校	道徳地区公開講座

令和7年度 特別支援教育マネジメントチーム 活動報告

1 特別支援教育マネジメントチームの概要

平成19年度に、多摩市の特別支援教育の推進役として発足した「多摩市特別支援教育マネジメントチーム（以下「マネジメントチーム」という。）」は、多摩市立教育センターを中心として、市内小・中学校の就学相談、転学相談、フォローアップ相談、特別支援教室・通級相談及び心理等の専門家による巡回相談等の業務にあたっている。

2 主な業務

(1) 就学相談

小・中学校の新一年生になる子どもで、特別支援教育の場を希望する方を対象に保護者からの申込みより就学相談を行っている。在籍園や在籍校での行動観察や保護者を対象とした特別支援学級の合同見学会、中学就学を予定している児童の体験入級等の相談業務を行った。

《年別申込み件数》

年度	小学校	中学校	計
令和3年度	128	115	243
令和4年度	141	114	255
令和5年度	136	112	248
令和6年度	124	105	229
令和7年度	111	124	235

《就学相談の紹介機関別申込み件数》

紹介機関名	件数
保育園	47
幼稚園	9
学校	102
通級	17
こども家庭センター	7
健康センター	1
発達支援室	31
市教育委員会	1
教育相談室	8
医療機関	46
その他	14
計	283

※ 1件につき、複数の機関から紹介を受けている場合を含む。

《就学相談後の内訳》

	小学就学	中学就学	計
①就学相談 (②+③+⑥)	111	124	235
②相談取下げ ※ 保護者希望による	12	7	19
③判定数 (④+⑤)	99	116	215
④一致	74	87	161
⑤不一致	25	29	54
⑥判定後、転入しなかったため総合判断は実施せず	0	1	1

※ 就学支援委員会で「継続相談」「保留」となったケースは、判定数から除く。

《相談内容の件数》

子面接	保護者面接	検査	行動観察	学校等連携	学級見学	体験入級	計
85	923	232	210	774	64	57	2,345

(2) 転学相談

保護者意向に基づき学校からの申込みにより、転学相談を行っている。特別支援学校や特別支援学級の見学、在籍校での児童・生徒の行動観察や状況の聞き取り等を行った。

また、特別支援学級から通常の学級への転学希望の場合には、在籍校における通常の学級での交流及び共同学習の実施等を踏まえて、申請・相談に繋がるように取り組んだ。

《転学相談の件数》

学年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小1	10	10	6	8	5
小2	18	14	15	10	9
小3	13	16	11	7	11
小4	12	17	10	5	6
小5	7	6	2	8	3
小6	0	1	1	0	1
小学校小計	60	64	45	38	35
中1	2	4	5	3	5
中2	3	2	2	2	3
中3	1	2	0	0	0
中学校小計	6	8	7	5	8
合計	66	72	52	43	43

《相談内容の件数》

子面接	保護者面接	検査	行動観察	学校等連携	学級見学	体験入級	計
47	134	34	34	211	10	3	473

《転学相談審議結果》

在籍種別	転学審議結果	小学校	中学校	計
通常の学級	自閉症・情緒障害特別支援学級	4	3	7
	知的障害特別支援学級	3	1	4
	特別支援学校（知的）	1	0	1
特別支援教室	自閉症・情緒障害特別支援学級	7	3	10
	知的障害特別支援学級	2	0	2
自閉症・情緒障害 特別支援学級	通常の学級	1	0	1
	特別支援教室	3	0	3
	自閉症・情緒障害特別支援学級	2	0	2
知的障害 特別支援学級	特別支援教室	1	0	1
	知的障害特別支援学級	3	0	3
特別支援学校	通常の学級	1	0	1
	特別支援学校（知的）	0	1	1
取下げ（うち1件継続）		7	0	7
計		35	8	43

(3) 就学相談・転学相談に関わる業務

ア 合同見学会

《（特別支援学級）参加件数》

実施時期	小学校（7校）	中学校（5校）	計
前期	75	60	135
後期	38	29	67
計	113	89	202

イ 就学支援委員会

就学支援委員会では、医師、心理の専門家、学識経験者、特別支援学級設置校の校長・教諭、特別支援学校の校長・主幹教諭等の委員構成で、一人ひとりの児童・生徒に適した就学先について審議を行っている。その結果については、教育長に報告している。

一方、転学に関する審議会では、医学や心理学の専門家が含まれておらず、十分な審議が難しい状況があった。そのため、令和7年度より就学支援委員会の運営方針の見直し及び要綱改正を行い、転学相談を就学相談と同様に就学支援委員会で審議することとした。

就学支援委員会からの報告をもとに、児童・生徒一人ひとりの就・転学先（学級種別）について教育委員会において総合的に判断を行い、就学先を決定している。

《就学相談審議結果一覧》

相談種別	就学支援委員会	件数	＜審議結果＞							
			特別支援学校	知的固定	情緒固定	特別支援教室	言語・難聴通級	通常の学級	継続相談	保留
小学就学	第2回 9/11	14	6	0	2	6	0	0	0	0
	第3回 9/25	15	5	2	0	8	0	0	0	0
	第4回 10/9	14	1	3	6	3	1	0	0	0
	第5回 10/30	19	3	4	4	5	2	0	0	1
	第6回 11/13	16	0	7	4	4	0	0	0	1
	第7回 12/4	10	0	3	3	4	0	0	0	0
	第8回 12/18	9	0	0	8	1	0	0	0	0
	第9回 1/22	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	第10回 2/19	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	臨時 3/24	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	転入者	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	小計	101	15	20	29	32	3	0	0	2
中学就学	第1回 8/28	16	1	2	5	6		0	2	0
	第3回 9/25	11	4	1	4	2		0	0	0
	第5回 10/30	28	1	7	7	11		1	1	0
	第6回 11/13	14	1	3	5	4		0	1	0
	臨時 12/4	23	2	6	11	4		0	0	0
	第8回 12/18	26	0	10	10	6		0	0	0
	第9回 1/22	4	0	2	2	0		0	0	0
	転入者	0	0	0	0	0		0	0	0
	小計	122	9	31	44	33	0	1	4	0
合計		223	24	51	73	65	3	1	4	2

《転学相談審議結果一覧》

相談 種別	転学支援委員会	件数	＜審議結果＞							
			特別支 援学校	知的 固定	情緒 固定	特別支 援教室	言語・ 難聴通級	通常 の学級	継続 相談	保留
小学転学	臨時 7/17	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	第7回 12/4	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	第8回 12/18	3	0	1	2	0	0	0	0	0
	第9回 1/22	14	1	3	6	3	0	1	0	0
	第10回 2/19	4	0	1	2	1	0	0	0	0
	転入者	5	0	3	2	0	0	0	0	0
	小計	28	1	8	13	4	0	2	0	0
中学転学	臨時 6/16	1	0	0	1	0		0	0	0
	第6回 11/13	1	0	1	0	0		0	0	0
	第8回 12/18	1	0	0	1	0		0	0	0
	第9回 1/22	4	0	0	4	0		0	0	0
	転入者	1	1	0	0	0		0	0	0
	小計	8	1	1	6	0		0	0	0
合計		36	2	9	19	4	0	2	0	0

ウ 就学支援ファイル・転学支援ファイル

就学相談や転学相談で得られた情報をまとめた「就学支援ファイル」「転学支援ファイル」を、保護者の同意のもと就・転学先の学校へ送付し、申し送りを通じて、就・転学後の校内支援が適切に行われるよう学校との連携を図っている（2月下旬～3月下旬）。

令和7年度の申し送りの方法として、特別支援学級へ就・転学するケース及びフォローアップケース（就学支援委員会の審議結果と異なる学級に就・転学したケース）については、学校を訪問し対面で実施した。そのほかの特別支援教室及び通級指導学級については、書類による申し送りを基本とした。

また、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等に対し、「就学支援ファイル」「転学支援ファイル」の内容や活用方法を説明し、就・転学後の校内支援に役立てられるよう努めた。

エ フォローアップ相談

就学支援委員会の審議結果と異なる学校（学級）に就・転学した児童・生徒とその保護者を対象に、1年間のフォローアップ相談を行っている。これは、相談員等が1学期を中心に該当校を訪問して行動観察や担任教諭と情報交換を行い、児童・生徒の適応状況等を確認し、その結果をもとに保護者と相談を行うものである。

支援方法は通級相談、転学相談、他機関の紹介、専門家による巡回相談の紹介等が挙げられる。なお、平成28年度から保護者意向に基づき、卒業するまで継続してフォローアップ相談を行ってきたが、相談の中で学びの場の再検討に移行していく事例は少ない状況にあった。そのため、令和元年度から、フォローアップ相談の継続については、保護者と学校からの申し出に基づき引き続きフォローアップ相談が必要と判断する場合に行ってきた。さらに令和7年度からは、フォローアップ相談を1年間のフォローとし、2年目以降継続した相談を希望される場合は、「発達・教育初回相談窓口」に繋ぎ、適切な相談機関に引き継ぐ体制とした。

《フォローアップ相談結果》

フォローアップ 相談申込み			転学	フォローアップ 期間終了	取り下げ、卒業、 就学相談へ移行
新規申込み	小学校	就学相談	0	12	0
		転学相談	1	2	2
	中学校	就学相談	0	4	0
		転学相談	0	0	0
前年度から継続	小学校	就学相談	1	0	0
		転学相談	0	0	0
	中学校	就学相談	0	0	0
		転学相談	0	0	0
計			2	18	2

《相談内容の件数》

	子面接	保護者面接	行動観察	学校等連携	学級見学	体験入級	計
就学相談	0	15	15	56	0	2	88
転学相談	1	2	4	11	0	0	18

(4) 特別支援教室・通級相談

新年度に入学予定の児童・生徒に関しては、すべて就学相談を通して入級判定を行っているが、小・中学校に在籍中の入級希望者に関しては、以下のとおり通級相談を行っている。

学級種別	判定	入級・指導開始
特別支援教室	1期： 6月 2期： 8月 3期： 11月 4期： 1月	1期： 7月 2期： 9月 3期： 12月 4期： 4月
難聴・言語障害通級指導学級 (小学校のみ)	1期： 7月 2期： 11月 3期： 12月	1期： 9月 2期： 1月 3期： 4月

《特別支援教室 学年別申込み件数》

学年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小1	29	26	25	36	30
小2	41	25	42	35	43
小3	22	27	17	19	28
小4	18	16	22	17	19
小5	14	7	13	9	14
小6	3	7	3	4	5
小学校小計	127	108	122	120	139
中1	3	0	3	2	4
中2	4	2	3	3	2
中3	1	1	1	0	0
中学校小計	8	3	7	5	6
合計	135	111	129	125	145

《難聴・言語障害通級指導学級 学年別申込み件数》

学年	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小 1	10	10	13	11	17
小 2	3	5	4	4	7
小 3	2	1	2	1	1
小 4	0	1	0	1	1
小 5	0	1	0	0	0
小 6	0	0	0	0	0
合計	15	18	19	17	26

(5) 巡回相談

特別な支援が必要と思われる児童・生徒について専門家が学校を訪問し、授業観察等を行ったうえで、学校（管理職・特別支援教育コーディネーター・担任等）に対して支援や指導方法等の助言を行っている。

《巡回相談の件数》

学年	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小 1	13	17	4	11	12
小 2	8	13	10	9	13
小 3	8	4	6	5	4
小 4	6	8	6	6	6
小 5	8	4	5	6	2
小 6	1	3	3	2	1
小学校小計	44	49	34	39	38
中 1	4	4	5	2	4
中 2	2	0	1	0	0
中 3	0	0	0	0	0
中学校小計	6	4	6	2	4
合計	50	53	40	41	42

令和7年度 適応教室（ゆうかり教室） 活動報告

1 ゆうかり教室の概要

（1）目 的

学校や家庭、相談機関等と連携し、個別指導や集団活動を通して児童・生徒の自己肯定感を高め、豊かに生きるための基礎的な力を育む。

（2）対象者

原則として、多摩市の公立の小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童・生徒

（3）開・閉室時間

毎週月曜日から金曜日の8時45分から15時まで

（4）指導方針

次の指針を重点目標とする。

- ① 基本的生活習慣の確立（生活リズムを整える。）
- ② 学ぶ意欲と自信の醸成（「わかった」「できた」を積み重ねる。）
- ③ コミュニケーション能力の育成（人との関わりを体験する。）

（5）「ゆうかり教室活動状況報告書」について

通室している児童・生徒については翌月に各学校長宛に活動状況報告書を送付している。

報告書には、「通室日数・通室日時・活動状況・連絡事項」等を記載している。

2 活動の状況

（1）通室者数 （令和8年3月現在 体験通室者を含む）

	小学校	中学校	計
通室者数	16 人	32 人	49 人
週1日以上定期通室者数	4 人	20 人	24 人
社会的自立に向けた改善が見られた人数 ※1	1 人	11 人	12 人

昨年度からの継続通室者 10 名

中学3年生の進路：高校等進学 13 名

※1 学習や興味のあることに主体的に向かうようになった、学校や他の社会的自立に向けた施設等に
通うようになった、目標や進路を主体的に考え、それに向かった行動をするようになった等

(2) 日課

午前中は教科学習を中心に指導を行い、午後は教科学習の他、スポーツや美術、家庭科などの体験的活動等を行った。

(3) 主な活動（指導）内容

① 学習活動

ア 自学自習を基本とした。

イ 主に数学・英語・国語において、所員とピアティーチャーによる個別指導を行った。

ウ 定期的に小集団による理科の指導を実施した。

② 生活指導

自身の心身の健康・安全について関心をもち、生活を改善しようとする意欲がもてるように指導・助言を行った。

③ 進路指導

在籍校や保護者と連携を取りながら、進路に関する情報提供、作文指導、面接指導等の支援を行った。

その他に、令和7年10月17日、10月20日に実施した「自己の進路選択のための説明・相談会」の実施に携わった。

(4) 特別活動（学活等）

① 適応教室プログラム改善事業（コアラタイム）

令和4年度から、学習指導、生活指導以外の学びのプログラムで児童・生徒の社会的自立を支援するプログラム（事業）を開始した。ボードゲーム、モノづくり、自分たちで企画を考えるなど、子どもたちにとって魅力のあるコンテンツを提供し、意欲を高め自己肯定感を育むこと、また、個別の関わりが多い子どもたちがプログラムの中で自然と他者と関わり、コミュニケーションできる機会をつくることを目的とした、ソーシャル・スキル・トレーニングを行っている。

プログラム改善事業（コアラタイム）回数	39回
プログラム改善事業（コアラタイム）延べ参加人数	131人

② 「スポーツの時間」の取組

令和6年度から、体を動かす集団活動を週に2回実施する取り組みを導入し、テニス、バレーボール、サッカー、野球、バドミントン等様々なスポーツに取り組んだ。

家で過ごす時間が多くなりがちな児童・生徒にとって、体を動かす貴重な時間となり、複数の子どもが、積極的に参加し、多くの笑い声が聞こえる有意義な時間となっている。

スポーツの時間回数	75回
スポーツの時間延べ参加人数	261人

(5) ゆうかり保護者交流会

「ゆうかり保護者交流会」を引き続き開催した。「コアラタイム」の導入等により、通室する児童・生徒が増加していることを踏まえ、ゆうかり教室で子どもたちがどのように過ごしているのかを知る機会を作ること、また保護者同士の交流・情報交換等ができるようにすることを目的として実施した。令和5年度から開始した本交流会は、年間2回の実施で計画した。令和7年度の2回目については、時期的に感染症の流行する時期と重なり、申込みに至らない状況であったため、2回目を中止し、年間で1回の開催となった。参加状況は以下のとおりである。

開催日時	第1回	令和7年6月30日（月）15：15～16：00
	第2回	令和7年12月1日（月）＊中止
参加者	第1回	ゆうかり通室児童・生徒の保護者 6名
内容		教室の様子（スライドショー）
		グループに分かれて交流会（所員、心理相談員、SSWも参加）

令和7年度 適応指導（日本語指導） 活動報告

適応指導（日本語指導）の概要

帰国児童・生徒や外国籍である等の理由から、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、市立小・中学校へ指導員を派遣し、日本語や日本の生活習慣等についての指導や支援を行った。対象児童・生徒の「母語等を用いての日本語指導」と「日本語を用いての日本語指導」を児童・生徒の状況に応じ選択しながら行っている。母語等と日本語での指導を選択できるようにすることで、多様化する児童・生徒の実情に即した指導を実施することができた。

なお、本事業は平成15年度にNP0 法人国際社会貢献センター（ABIC）による母語等を用いた日本語指導を開始し、平成21年度から多摩市国際交流センター（TIC）による日本語を用いた日本語指導を開始した。指導回数については、平成25年度に延長5回（最大35回）を開始し、平成31年度からは基本指導回数を35回に拡充した。平成27年度から、指導を行っている児童・生徒の保護者に対し、保護者会等に通訳をつける支援体制も整えた。令和6年度から長期休業中のVLP内での交流を実施し、児童・生徒及び保護者への支援体制の充実を図っている。近年の傾向として、中国等、秋学期が新学期である国からの転入に伴う申請が多く、二学期以降に日本語指導を開始する児童・生徒が増加したことは特徴である。また、日本語がほとんど分からない状態で転入する児童・生徒が多く、学校から母語等による日本語指導を希望する申請が多い傾向が見られた。

令和7年度は、前年度から引き続いて指導を受けた児童・生徒が13名（うち延長1名）であり、9名が35回の指導を受けた。令和7年度に新規で日本語指導を開始したのは24名（うち延長4名）であり、このうち2名が年度内に35回の指導を終え、19名は次年度に引き継いで指導を継続することとなった。

このように、適応指導（日本語指導）は単年度ですべての指導を終了する児童・生徒は少なく、複数年をかけて適応を進めている状況であり、そのことが成長に伴う適応への指導にもつながり、より効果があると評価している。

【学年別指導人数】		【出身国別指導人数】		【VLP人数】		
小学1年	7	中国	14（延長2）	小学校	中国	1
小学2年	6	アメリカ	6（延長1）	小学校	アメリカ	1
小学3年	6（延長2）	フィリピン	4（延長1）	小学校	マレーシア	1
小学4年	4	コンゴ	2（延長1）	小学校	日本	1
小学5年	4（延長1）	ネパール	2	小学校	スペイン	1
小学6年	5（延長1）	ナイジェリア	2	中学校	中国	2
小計	32（延長4）	モンゴル	3	中学校	アメリカ	1
中学1年	1	マレーシア	1	【指導コース別人数】		
中学2年	3（延長1）	日本	1	母語（ABIC）	26	
中学3年	1	マダガスカル	1	日本語（TIC）	6	
小計	5（延長1）	カンボジア	1	日本語（延長）	5	
合計	37（延長5）	合計	37			
【委託先業者の実施回数と割合】				【保護者への支援（通訳）回数】		
	実施回数	割合		小学校	フランス語	2
TIC	94	17.5%				
TIC（延長）	21	3.9%				
ABIC	423	78.6%				
合計	583					

令和7年度 VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム） 活動報告

1 事業開始の経緯・概要

令和5年10月から、東京都教育委員会が構築したオンライン上の3D仮想空間「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」を活用し、GIGAスクール構想での一人1台端末環境のもと、従来の現実世界での支援に加え3D仮想空間上での支援として、「多摩市フレキシスクール Online」を開設した。

2 対象者

（1）「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」対象者

- ・登校しない、または、したくてもできない児童・生徒

（2）「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）日本語指導」対象者

- ・市内小・中学校に在籍する外国籍の児童・生徒
- ・帰国児童・生徒

3 事業内容

（1）オンライン交流支援について

不登校の児童・生徒に対し、VLPの3D仮想空間内において、交流スペースでの相談やイベントで居場所を提供した。

VLPでは、児童・生徒が交流を行う際に、仮想空間が三次元であることから、人のアバターや各種アイテム等の大きさや動きなどをよりリアルに体感することができる。また、多様なアバターのリアクションによって豊かな表現を行うことで、待機している相談員や、他の児童・生徒と、臨場感のある交流を実現することができる。

毎週月曜日に行うイベント「コアラタイム オンライン」では、星槎国際高等学校の教員による、毎回テーマを設けたソーシャル・スキル・トレーニングを実施した。

（2）学習支援について

不登校の児童・生徒に対し、VLPの3D仮想空間内において、オンライン学習コンテンツとして「デキタス」を提供した。「デキタス」は、小1から中3までの5教科の教科書内容に沿った授業動画や演習問題を通して、既習・未習分野のさかのぼり・さきどり学習を行う、教科書対応学習システムであり、このコンテンツを活用して、学習の支援を行った。

（3）日本語指導について

市内小・中学校に在籍する外国籍の児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、VLPの3D仮想空間内において、日本語指導実績のある講師による、母語等を用いての日本語指導や日本の生活習慣等についての指導、支援等の交流を行った。

また、学校が長期休みとなる夏季休業中には、日本語に触れ学習を継続する機会を提供するため、「夏の日本語おはなし会」を実施した。

(4) 小中学校出前説明会について

令和7年度も、令和6年度に引き続き小中学校の教職員に対し、小中学校出前説明会を実施した。

実施校数 6校

参加者 小中学校の教職員

内容 事業についての説明、操作説明及び操作体験

【VLP 学年別アカウント登録人数】

学 年	人 数	学 年	人 数
小学1年	1 (内日本語指導 1)	中学1年	7
小学2年	0	中学2年	10
小学3年	2	中学3年	6 (内日本語指導 1)
小学4年	6 (内日本語指導 2)		
小学5年	5 (内日本語指導 1)		
小学6年	9 (内日本語指導 1)		
小 計	23 (内日本語指導 5)	小 計	8 (内日本語指導 3)
合 計	48 (内日本語指導 8)		

【デキタス学年別アカウント登録人数】

学 年	人 数	学 年	人 数
小学1年	1	中学1年	16
小学2年	1	中学2年	33
小学3年	0	中学3年	15
小学4年	9		
小学5年	10		
小学6年	9		
小 計	30	小 計	64
合 計	94		

令和7年度 運営組織

組織編成機構 教育部

(令和8年3月31日現在)

教育センター

特別支援・相談担当

庶務・人事管理

施設・設備の維持管理

適応指導（日本語指導）

特別支援教育推進計画に基づく取り組みの推進

授業相談

教職員研修

教育相談室

教育相談（来所相談）

電話教育相談

インターネット・携帯電話 安全安心相談

スクール・ソーシャル・ワーカー

VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）

【協力機関：学校法人国際学園星槎高等学校、明星大学】

特別支援教育マネジメントチーム

就学相談

転学相談

特別支援教室・通級入級相談

巡回相談

フォローアップ相談

ゆうかり教室

適応教室

【協力機関：学校法人国際学園星槎高等学校】

《参考資料》関係例規

○多摩市立教育センター条例

平成14年 3 月31日 条例第20号

最終改正 平成19年12月27日 条例第43号

(設置)

第1条 多摩市における学校教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、多摩市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立教育センター

位置 多摩市諏訪五丁目1番地

(管理運営)

第3条 教育センターの管理運営は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(事業)

第4条 教育センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 学校及び学級経営の相談、助言及び支援に関すること。
- (3) 教育資料の収集、整理、保管及び活用に関すること。
- (4) 適応指導に関すること。
- (5) その他第1条に掲げる目的を達成するため、教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第5条 教育センターに教育センター長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第6条 教育委員会の諮問に応じ、教育センターを適正かつ円滑に運営するため、多摩市立教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、11人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○多摩市立教育センター条例施行規則

平成14年3月28日教委規則第7号

最終改正 平成24年6月26日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市立教育センター条例（平成14年多摩市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 多摩市立教育センター（以下「教育センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合には、臨時に開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 教育センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(教育相談の対象者)

第4条 条例第4条第3号に規定する教育相談の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 多摩市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に在籍する児童、生徒及びその保護者又は保護者に準ずる者
- (2) 多摩市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(教育相談の種類)

第5条 教育相談の種類は、次のとおりとする。

- (1) 来所相談（教育センターに来所して相談対応するもの）
- (2) 電話相談（電話により相談対応するもの）
- (3) 巡回相談（小・中学校を巡回して相談対応するもの）
- (4) その他

(相談時間)

第6条 来所相談及び電話相談の時間は次のとおりとする。

- (1) 来所相談 午前10時から午後5時まで（午後零時から午後1時までを除く。）
- (2) 電話相談 午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までを除く。）

2 前項の相談時間は、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則（平成24年教委規則第13号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

○多摩市立教育センター運営委員会規則

平成14年3月28日教委規則第8号

最終改正 平成20年3月28日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市立教育センター条例（平成14年多摩市条例第20号）第6条第4項の規定に基づき、多摩市立教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問事項について審議し、答申する。

2 運営委員会は、前項の審議を行うため、必要な調査研究等を行う。

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会は、多摩市立教育センターに関する諸施策について提言することができる。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 市立小学校長 1人

(3) 市立中学校長 1人

(4) 市立特別支援学級設置学校長 1人

(5) 市立小学校副校長 1人

(6) 市立中学校副校長 1人

(7) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、委員の互選により決定する。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、多摩市立教育センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則（平成20年教委規則第8号抄）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○多摩市立教育センター処務規程

平成14年3月28日教委規程第7号
最終改正 令和4年1月24日教委規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、多摩市立教育センター条例（平成14年多摩市条例第20号）に基づき、多摩市立教育センター（以下「教育センター」という。）の事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第2条 教育センターに特別支援・相談担当2（以下「担当」という。）を置く。

(職員)

第3条 担当に担当主査を置く。

- 2 教育センターに主査を置くことができる。
- 3 教育センターに統括指導主事を置くことができる。
- 4 教育センターに指導主事を置く。指導主事は、教育部教育指導課に置く指導主事をもって充てることができる。
- 5 教育センターに専任所員、主任教育相談員及び教育相談員を置く。
- 6 教育センターにその他必要な職員を置くことができる。

(職員の職責)

第4条 教育センター長は、上司の命を受けて、教育センターを管理し、教育センターが行う事務事業を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

- 2 担当主査は、上司の命を受けて、担当の事務を処理する。
- 3 主査は、担当主査の命を受け、その指示するところにより担当の所属職員に対し助言を行い、事務を処理する。
- 4 統括指導主事は、指導主事を統括し、教育センター長の命を受けて、教育センターの事業に係る学校教育に関する専門的事務に従事する。
- 5 指導主事は、上司の命を受けて、教育センターの事業に係る学校教育に関する専門的事務に従事する。
- 6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。
- 7 前各項に掲げる者は、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭により上司に報告するものとする。

(事務分掌)

第5条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、整理及び保管に関すること。
- (3) 施設・設備の維持管理に関すること。
- (4) 予算、決算及び経理事務並びに庶務に関すること。
- (5) 特別支援教育に係る教員への研修及び指導・助言に関すること。
- (6) 教育情報資料の収集、整理、保管及び活用に関すること。
- (7) 教育センター運営委員会に関すること。

- (8) 相談に関する調査及び資料の作成に関すること。
- (9) 幼児、児童及び生徒の教育・発達相談に関すること。
- (10) 適応指導（日本語指導）に関すること。
- (11) 不登校及び適応教室に関すること。
- (12) 就学・転学相談及びこれに係る就学事務に関すること。（就学通知書及び転（編）入学通知書の発行を除く。）
- (13) 通級指導学級等入退級相談及びこれに係る入級事務に関すること。（入級許可書の発行を除く。）
- (14) 就学支援委員会に関すること。
- (15) 巡回相談に関すること。
- (16) 健康福祉部障害福祉課発達支援室担当の発達障がい児（者）の相談に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか幼児、児童及び生徒の相談に関すること。

（業務報告）

第6条 教育センター長は、各月における業務の概要を、その翌月の10日までに、教育部教育指導課長を経て教育部長に報告しなければならない。

（文書の取扱い）

第7条 文書の取扱いについては、多摩市教育委員会事務局文書管理規程（平成15年多摩市教育委員会規程第2号）を準用する。この場合において、「課」又は「主管課」とあるのは「教育センター」に、「課長」又は「主管課長」とあるのは「教育センター長」と読み替える。

（職員の服務規程の準用）

第8条 職員の服務に関して、特に定めるもののほか多摩市の例による。

（職の指定の準用）

第9条 教育センターの職の指定に関しては、多摩市組織規則（昭和46年多摩市規則第19号）を準用する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和4年教委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

○多摩市就学支援委員会設置要綱

平成14年4月1日多教委告示第12号
最終改正 令和6年11月25日多教委告示第43号

(設置)

第1条 多摩市に住所を有する教育上特別な支援が必要な就学予定者及び児童・生徒（以下「就学予定者等」という。）に対し、適切な就学支援等を行うため、多摩市就学支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援委員会は、多摩市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼に基づき、就学予定者等の就学及び転学に関する支援その他必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告する。

2 支援委員会は、必要に応じて当該就学予定者等の保護者に対して、適切な就学及び転学についての専門的な支援及び助言ができるものとする。

(構成)

第3条 支援委員会は、委員45人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 心理学を専門とする者
- (4) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の校長
- (5) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の教員
- (6) 通常学級の教員
- (7) 都立特別支援学校の教員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、特別支援学級を設置する小学校及び中学校の校長のうちからこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(支援委員会)

第6条 支援委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、審議事項に応じて支援委員会に出席すべき委員を選定し、招集する。

3 委員長は、緊急その他やむを得ない事情のあるときは、委員長の責任において会務を遂行することができる。この場合において、委員長は、その内容を教育長に報告するものとする。

(行動観察委員)

第7条 適切な就学支援の検討を行うため、支援委員会への審議資料を作成するものとして、行動観察委員（以下「観察委員」という。）を置く。

2 観察委員は、就学予定者等の行動観察を行い、その結果を支援委員会に審議資料として提出し、必要に応じて支援委員会において報告を行う。

3 観察委員は、次に掲げる者のうちから33人以内をもって教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の教員
- (2) 都立特別支援学校の教員
- (3) 就学を担当する教育相談員
- (4) 特別支援教育を担当する指導主事
- (5) 健康福祉部障害福祉課発達支援室担当相談員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

4 観察委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(意見等の聴取等)

第8条 委員長は、支援委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員、観察委員及び前条の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第10条 支援委員会の会議のうち、個人情報を取り扱う部分に関しては、原則非公開とする。

(庶務)

第11条 支援委員会に関する庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか支援委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (令和6年多摩市教育委員会告示第43号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**令和7年度（2025年度）
多摩市立教育センター 活動報告書**

令和8年8月 発行
多摩市立教育センター

〒206-0024 東京都多摩市諏訪五丁目1番地
かけはし（諏訪複合教育施設）内
電話 042-372-1010
FAX 042-372-1074